

むつ市公式ホームページ広告掲載運用基準

平成21年3月16日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、むつ市公式ホームページ広告掲載要綱（平成20年むつ市告示第104号）に定めるもののほか、むつ市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告表現に関し、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(一般的表現)

第2条 市ホームページに広告を掲載する場合は、次に掲げる事項を遵守し、ページデザインをするものとする。

- (1) 分かりやすい適正な言葉と文字を用いること。
- (2) 閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。
- (3) 閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。

(制限する表現等)

第3条 閲覧者の意志に反して動き、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるもので次に掲げる表現を含むバナー広告は使用することができない。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（当該欄に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(G I Fアニメーションの使用)

第4条 G I Fアニメーションを用いる場合は、次に掲げる要件を満たすものであるものとする。

- (1) コントラスト（明度差をいう。以下同じ。）の強い画面の反転表示が継続して行われないこと。
- (2) バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものであるときは、切り替えの間隔が2秒以上であること。
- (3) その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上点滅しないこと。

(市ホームページとの区別)

第5条 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同し、又は閲覧者がむつ市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(色調)

第6条 文字色と背景色のコントラストを十分とり、閲覧者が文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

2 背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどの措置をするものとする。

(解像度)

第7条 文字、イラスト等の解像度は、広告面のサイズ、デザインに応じて適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成21年3月16日から施行する。